

職保発0422第2号
平成23年4月22日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長

休業中の事業所でのボランティアについての
雇用保険の特例給付における取扱について

東日本大震災に係る地震、津波等の被害の影響が大きい地域については、多数の事業所が損壊などの被害を受けており、休業中の事業所について、事業所の片付け等の復旧作業のために、休業している従業員が数時間程度ボランティアで当該作業を行っている現状も見受けられるところである。

このため、激甚災害法第25条に基づく特例給付（休業者に対する雇用保険の特例給付）の受給資格者が、休業中の事業所の復旧作業をボランティアで行う場合に係る取扱について、下記のとおりであるので、取扱に遺漏なきようお願いする。

記

激甚災害法第25条に基づく特例給付の受給資格者が、休業中の事業所の復旧作業について、ボランティア（自発的かつ報酬を得ない労務の提供）を行った日に関しては、雇用保険の特例給付の対象として失業の認定ができる。なお、雇用保険の特例給付の取扱いの手続において、受給資格者が「ボランティア」を自発的に行うことについて、受給資格者本人の申告により確認するものとする。

